

【女性活躍推進法 一般事業主行動計画】

社会福祉法人 佐世保白寿会 行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く働ける職場環境を作る為、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022 年 3 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日までの5年間

2. 目標と取組内容・時期

目標1：管理職（課長級以上）の女性労働者割合30%以上にする。

<対策>

- 2022 年 3 月～ 管理職の女性労働者数の算出
職員のための総合相談窓口の設置
- 2022 年 4 月～ 管理・監督者研修の案内・運用及び総合人事制度運用
- 2022 年 4 月～ 上半期・下半期の人事評価及び各部所・事業所責任者との昇格推薦者のヒアリング

※毎年、この計画で実施。

目標2：有給休暇 6 日以上の取得率 法人全体 70%以上とする。

<対策>

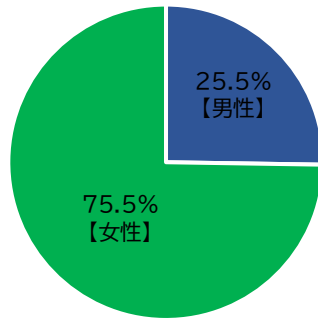
- 2022 年 4 月～ 全職員の有給休暇取得数の算出及び 6 日以上取得した職員数の算出。（全事業所・職種別）
職員へ次年度の有給休暇付与日数の告知（書面にて）
四半期毎に各部署・事業所の責任者へ自部署・事業所の部下職員の有給取得日数を定期的に書面にて報告し有給休暇取得を促す。

※毎年、この計画で実施。

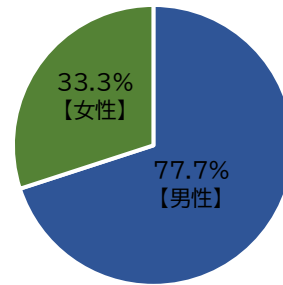
【女性活躍推進法に関する情報公開】

令和 7 年 3 月 31 日時点

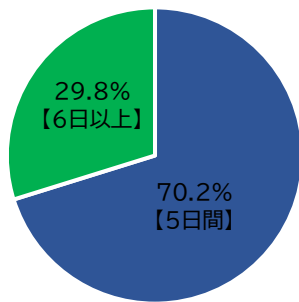
【係長級以下の女性労働者割合】



【課長級以上の女性労働者割合】



【有給休暇6日以上取得率】



○対象期間：令和6年度

	男女賃金の差異
全労働者	93.7%
正社員	93.2%
有期（契約・パート）	100.1%